○東京都の小平都市計画道路 3 · 2 · 8 号府中所沢線計画について住民の意思を問 う住民投票条例施行規則

平成 2 5 年

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例(平成25年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格者名簿)

- 第2条 条例第6条に規定する投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)には、条 例第5条第1項に規定する投票資格者(以下「投票資格者」という。)の氏名、住所、 性別、生年月日等を記載しなければならない。
- 2 資格者名簿は、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)別記第1号様式に準じて作成しなければならない。
- 3 資格者名簿は、第18条第1項に規定する投票区ごとに調製しなければならない。
- 4 条例第2条に規定する住民投票(以下「住民投票」という。)を行う場合において必要があるときは、資格者名簿の抄本を用いることができる。
- 5 前項の資格者名簿の抄本は、規則別記第2号様式に準じて作成しなければならない。 (登録)
- 第3条 小平市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)は、条例第4条第3項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)の前日(年齢については住民投票の期日(以下「投票日」という。))現在により、投票資格者を当該告示日の前日に資格者名簿に登録しなければならない。

(縦覧)

- 第4条 選挙管理委員会は、告示日に、資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、告示日の3日前までに縦覧に供する場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

- 第5条 投票資格者は、資格者名簿の登録に関し不服があるときは、告示日に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から 3日以内に、当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、第1項の規定による申出を正当であると決定したときは、当該申出をした者(以下「異議申出人」という。)を直ちに資格者名簿に登録し、又は資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定による申出を正当でないと決定したときは、直ちに その旨を異議申出人に通知しなければならない。

(補正登録)

第6条 選挙管理委員会は、第3条の規定による登録をした日後、当該登録の際に資格者 名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が資格者名簿に登録 されていないことを知ったときは、その者を直ちに資格者名簿に登録し、その旨を告示 しなければならない。

(表示及び修正等)

- 第7条 選挙管理委員会は、資格者名簿に登録されている者が投票資格者でなくなったことを知った場合は、直ちに資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又 は誤りがあったことを知った場合は、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければなら ない。

(登録の抹消)

- 第8条 選挙管理委員会は、資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれか に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに資格者名簿から抹消しなければならな い。この場合において、第3号に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
 - (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
 - (2) 小平市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(調査の請求及び通報)

- 第9条 第3条の規定により資格者名簿に登録された者は、資格者名簿に脱漏、誤載又は 誤記があると認めるときは、選挙管理委員会に、資格者名簿の修正に関し、調査の請求 をすることができる。
- 2 市長及び選挙管理委員会は、投票資格者の住所の有無その他投票資格の確認に関し、 相互に通報しなければならない。

(投票管理者)

- 第10条 第18条第1項に規定する投票区ごとに投票管理者を置く。
- 2 投票管理者は、投票資格を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、 これに充てる。
- 3 投票管理者は、投票に関する事務を担任する。
- 4 投票管理者は、投票資格を有しなくなったときは、その職を失う。
- 5 選挙管理委員会は、一の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、当該 投票区以外の投票区に属する第18条第2項に規定する投票人がした第38条の規定に よる投票に関する事務のうち、第14条第2項に定めるものを行わせることができる。
- 第11条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合に おいて、その職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、投票資格を有す る者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、又はこれ らの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書記の中から、 臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第12条 選挙管理委員会は、第10条第2項の規定による投票管理者の選任又は前条第 1項の規定による職務代理者の選任をした場合においては、直ちにその者の住所及び氏 名を告示しなければならない。

(指定投票区の指定等)

- 第13条 選挙管理委員会は、第10条第5項の規定により投票区を指定する場合には、 当該指定する投票区(以下「指定投票区」という。)の属する開票区に属する投票区で あって、同項の規定により当該投票区に属する第18条第2項に規定する投票人がした 第38条の規定による投票に関する事務のうち次条第2項に規定するものを当該指定投 票区の投票管理者が行うもの(以下「指定関係投票区」という。)と併せて定めなけれ ばならない。
- 2 前項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを告示しなければならない。指定投票区の指定を取り消し、又は指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

(指定投票区の投票管理者の事務の方法等)

- 第14条 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する第18条第2項 に規定する投票人が第58条第2項の規定により投票をした場合その他必要があると認 める場合は、直ちにその旨を当該指定関係投票区に係る指定投票区の投票管理者に通知 しなければならない。
- 2 第10条第5項に規定する投票に関する事務は、指定関係投票区に属する第18条第 2項に規定する投票人がした第38条の規定による投票であって、第54条の規定によ って指定投票区の投票管理者に送致されたものに係る第56条、第57条及び第59条 に規定する投票管理者の事務とする。
- 3 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する第18条第2項に規定 する投票人がした第38条の規定による投票に係る第56条、第57条及び第59条に 規定する投票管理者の事務を行わないものとする。

(指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

- 第15条 指定投票区について第72条第1項の規定により投票日が定められた場合においては、当該指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区は、指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。この場合において、必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。
- 2 指定関係投票区について第72条第1項の規定により投票日が定められた場合においては、当該指定関係投票区は、指定関係投票区でないものとみなす。この場合において、

必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

(投票立会人)

- 第16条 選挙管理委員会は、各投票区における資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。
- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又は その後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、その投票区における資格者名簿に 登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人 に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
- 3 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。 (投票立会人の氏名等の通知)
- 第17条 選挙管理委員会は、前条第1項又は第2項の規定により投票立会人を選任した ときは、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人の立ち会う投票所の投票管理者 に通知しなければならない。

(投票区等)

- 第18条 投票区及び投票所は、選挙管理委員会が別に定める。
- 2 条例第7条第1項に規定する投票人(以下「投票人」という。)は、その属する投票 区の投票所において投票しなければならない。

(投票所の開閉時間)

- 第19条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、選挙管理委員会は、 投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開 く時刻又は投票所を閉じる時刻をそれぞれ2時間以内の範囲内において、繰り上げ、又 は繰り下げることができる。
- 2 選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するととも に、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所の告示)

第20条 選挙管理委員会は、投票日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければ ならない。 2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更 したときは、投票日当日を除くほか、選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直 ちにその旨を告示しなければならない。

(資格者名簿の登録及び投票)

- 第21条 資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。
- 2 資格者名簿に登録された者であっても資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格を有しない者の投票)

第22条 投票日(第33条の規定による投票にあっては、当該投票の当日)に、投票資格を有しない者は、投票をすることができない。

(資格者名簿の送付)

- 第23条 選挙管理委員会は、投票所を開く時刻までに、各投票区の投票管理者に、その 投票区の区域に係る資格者名簿の抄本を送付しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、 投票所を開く時刻までに、指定投票区の投票管理者に、当該指定投票区に係る指定関係 投票区の区域に係る資格者名簿の抄本を送付しなければならない。

(投票所入場券の交付)

第24条 選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、告示日以後できるだけ速やかに投票人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

(投票記載場所の設備)

第25条 選挙管理委員会は、投票所において投票人が投票の記載をする場所について、 他人がその投票人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用 いられることがないようにするために、相当の設備を設けなければならない。

(投票箱)

第26条 投票箱は、選挙管理委員会が管理する投票箱を用いるものとする。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第27条 投票管理者は、投票人が投票をする前に、投票所内にいる投票人の面前で投票 箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。 (投票用紙の様式及び交付)

- 第28条 住民投票に用いる投票用紙の様式(点字による投票(以下「点字投票」とい う。)に係るものを除く。)は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 住民投票に用いる投票用紙は、投票日に、投票所において投票人に交付しなければな らない。
- 3 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が投票資格を有する者であること を資格者名簿の抄本と対照して確認した後に、当該投票人に対し投票用紙を交付しなけ ればならない。

(投票用紙の引換え)

第29条 投票人は、誤って投票用紙を汚損した場合においては、投票管理者に対し、投票用紙の引換えを請求することができる。

(投票用紙の投入)

第30条 第32条第1項に規定する代理投票の場合を除くほか、投票用紙は、投票管理 者及び投票立会人の面前において、投票人が自ら投票箱に入れなければならない。

(点字投票)

- 第31条 視覚障害を有する投票人は、点字投票をしようとする場合においては、投票管理者に対し、その旨を申し立てなければならない。この場合において、投票管理者は、 点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。
- 2 前項後段に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙の様式は、別記様式第2 号のとおりとする。
- 3 投票に関する記載については、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下 「令」という。)別表第1に規定する点字は文字とみなす。
- 4 第1項に規定する投票人のうち、小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民参加により東京都の計画を見直すべきと思うものにあっては投票用紙に点字により「住民参加により計画を見直す」を、計画の見直しは必要ないと思うものにあっては投票用紙に点字により「計画の見直しは必要ない」を記載しなければならない。

(代理投票)

第32条 条例第7条第5項の規定による代理投票(以下「代理投票」という。)をしよ

- うとする者は、投票管理者に申請しなければならない。
- 2 投票管理者は、前項の規定による申請があったときは、投票立会人の意見を聴いて、 当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、そのうち1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、他の 1人をこれに立ち会わせなければならない。

(期日前投票)

- 第33条 投票日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、資格者名簿の抄本の対照を経て、行わせることができる。
 - (1) 職務若しくは業務又は葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他 社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行 うべき用務に従事すること。
 - (2) 用務(前号の葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念 上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用 務を除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - (3)疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。
 - (4) 交通至難の島その他の地で規則別表第1に掲げる地域に居住していること又は当該 地域に滞在をすること。
 - (5) 小平市の区域外の住所に居住していること。
- 2 前項の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第10条第5項、第13条から第15条まで、第23条第2項及び第72条の規定は、適用しない。

第10条第1項	第18条第1項に規定する投票区	第33条第3項において準用する第 18条第1項に規定する期日前投票 所
第16条第1項	各投票区における資格者 名簿に登録されている者 投票日の3日前まで	投票資格を有する者 告示日

第16条第2項	投票所	期日前投票所
	その投票区における資格	投票資格を有する者
	者名簿に登録されている	
	者	
第28条第2項	投票日に、投票所	第33条第1項の規定による投票の
		日に、期日前投票所
第63条	第75条	第33条第3項において準用する第
		7 5 条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第66条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、
		翌日において引き続き当該投票箱に
		投票用紙を入れさせる場合において
		は、その日の期日前投票所を開くべ
		き時刻になったときは、投票管理者
		は、当該投票箱を開かなければ
第66条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の
		規定により投票箱を開いた場合は、
		この限りでない
第69条	1人又は数人の投票立会	期日前投票所において、当該期日前
	人とともに、投票日に	投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」
		という。)を選挙管理委員会に送致
		し、当該投票箱等の送致を受けた選
		挙管理委員会は、投票日に、当該投
		票箱等を開票管理者

3 第18条から第20条まで及び第73条から第75条までの規定は、期日前投票所に ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	投票区及び投票所	期日前投票所
第19条第1項	午前7時	午前8時30分
第20条第1項	投票日から少なくとも5 日前に、投票所	告示日に、期日前投票所の場所
第20条第2項	投票所	期日前投票所
	投票日当日を除くほか、	選挙管理委員会
	選挙管理委員会	

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第34条 前条第1項の場合においては、第12条中「氏名」とあるのは「氏名並びにその者が職務を行うべき日」と、第17条中「氏名」とあるのは「氏名並びにその者の投票に立ち会うべき日」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第23条第1項中「投票所」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所」と、「各投票区の投票管理者に、その投票区の区域に係る」とあるのは「投票管理者に、」と、第25条、第27条及び第64条中「投票所」とあるのは「期日前投票

所」と、第67条中「投票箱を送致すべき投票立会人」とあるのは「投票管理者の指定した投票立会人」と、「保管し」とあるのは「封印をし」と、第70条中「開票管理者」とあるのは「選挙管理委員会」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない」とする。

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

- 第35条 投票人は、第33条第1項の規定による投票をしようとする場合においては、 同項各号に掲げる事由のうち投票日において自らが該当すると見込まれる事由を申し立 て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する宣誓書は、規則別記第10号様式に準じて作成しなければならない。 (期日前投票における投票録)
- 第36条 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、 第68条の規定に準じて投票録を作り、当該日における投票に関する次第を記載し、投 票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(期日前投票における投票箱の鍵の送致)

第37条 第33条第2項の規定により読み替えて適用される第69条の規定により投票 箱、投票録及び資格者名簿の抄本を送致する場合においては、併せて第34条の規定に より読み替えて適用される第67条の規定により封印をした鍵を送致しなければならな い。

(不在者投票)

- 第38条 第33条第1項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、第28条 第2項、第30条、第32条及び第60条から第62条までの規定にかかわらず、不在 者投票管理者の管理する投票を記載する場所(以下「不在者投票所」という。)におい て、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法 により行わせることができる。
- 2 投票人で身体に重度の障害があるもの(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第

3項に規定する要介護者であって、令第59条の2に規定するものをいう。)の投票については、第33条第1項及び前項の規定によるほか、第28条第2項、第30条、第32条及び第60条から第62条までの規定にかかわらず、その現在する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する方法により行わせることができる。

3 前項に規定する投票人であって同項に規定する方法により投票しようとするもののうち、自ら投票の記載をすることができないものとして第49条第1項の規定に該当するものは、第50条の規定によりあらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

(不在者投票所)

- 第39条 前条に規定する投票のうち小平市において行う投票については、別に選挙管理 委員会が定める不在者投票所において行う。
- 2 投票人は、選挙管理委員会が指定する不在者投票所において投票しなければならない。 (不在者投票の時間)
- 第40条 第38条第1項の規定による投票に関し不在者投票管理者に対してする行為の うち次に掲げるものは、午前8時30分から午後8時までの間にすることができる。
 - (1) 次条第1項、第2項又は第4項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求
 - (2) 第46条第1項の規定により行われる投票用封筒の提出(同条第3項において準用 する第45条第3項の規定による代理投票の申請、同条第3項又は第4項の規定によ る投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第41条 投票日において第33条第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票 人で、小平市以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに 同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホ ーム (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第39条 の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。)、国 立保養所(厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第149条に規定する国立 障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者(身体障害者福祉法 第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)であって重度の身体障害を有するも ののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養 を行うことをつかさどるものとして厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1 号) 第649条の規定により置かれる国立保養所をいう。以下同じ。)、身体障害者支 援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する 福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。)、保護施設 (生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第1項に規定する救護施設及び更 生施設をいう。以下同じ。)、労災リハビリテーション作業所(独立行政法人労働者健 康福祉機構法(平成14年法律第171号)第12条第1項第7号に規定するリハビリ テーション施設をいう。以下同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院 若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、投票日の前日までに、選挙管 理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場 所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 投票日において第33条第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で現 に投票資格を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、告示日の 翌日から投票日の前日までに、選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及 び投票用封筒の交付を請求することができる。
- 3 点字投票をしようとする投票人は、前2項の請求をする際に、選挙管理委員会の委員 長に対し、その旨を申し立てなければならない。
- 4 第44条第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、 老人ホームの長(有料老人ホームにあっては、その施設の管理者。以下同じ。)、原子 爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の

長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第16 条第1項に規定する留置業務管理者をいう。以下同じ。)、少年院の長又は婦人補導院 の長(これらの者が第44条第5項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、同条第6項の規定により同条第4項に規定する不在者投票の不在 者投票管理者となる者。次項において同じ。)は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子 爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院にある べき投票人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、これらの投票人に代わって、選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって第1項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをすることができる。

- 5 船員(条例第13条において準用する令第18条の規定により資格者名簿登録証明書の交付を受けている船員(船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員をいう。)をいう。第44条第4項第1号において同じ。)が第1項若しくは第2項の規定による請求をする場合又は船員に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第4項の規定による請求をする場合においては、第1項又は第2項の選挙管理委員会の委員長に、当該資格者名簿登録証明書を提示しなければならない。
- 6 第4項に規定する請求の書面及び前項の資格者名簿登録証明書は、それぞれ規則別記 第9号様式の2及び規則別記第16号様式の13に準じて作成しなければならない。 (不在者投票の事由に該当することの申立て)
- 第42条 前条第1項又は第2項の規定による請求をする場合には、投票人は、第33条 第1項各号に掲げる事由のうち投票日において自らが該当すると見込まれる事由を申し 立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければな らない。
- 2 前項に規定する請求の書面及び宣誓書は、それぞれ規則別記第9号様式の2及び規則

別記第10号様式に準じて作成しなければならない。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

- 第43条 選挙管理委員会の委員長は、第41条第1項、第2項又は第4項の規定による 投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合は、資格者名簿の抄本と対照し、そ の請求をした投票人が投票日に第33条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する と見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ち に(告示日以前に請求を受けた場合にあっては、告示日の翌日(郵便等をもって発送す るときは告示日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 第41条第1項の規定による請求を受けた場合にあっては、投票人に直接に交付し、 又は郵便等をもって発送する。
 - (2) 第41条第2項の規定による請求を受けた場合にあっては、投票人に直接に交付する。
 - (3) 第41条第4項に規定する請求を受けた場合にあっては、当該不在者投票の不在者投票ででは、投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、第41条第4項に規定する投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合で、投票人の依頼がないと認められるときは、前項第3号の措置をとらないものとする。
- 3 第1項の規定により交付し、又は発送する投票用封筒は、規則別記第11号様式に準 じて作成しなければならない。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、第1項第1号の措置をとる場合においては、当該請求をした投票人について、氏名及び生年月日(当該投票人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院の名称)を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、こ

れを第1項の投票用紙及び投票用封筒とともに、投票人に交付し、又は郵便等をもって 発送しなければならない。

- 5 前項に規定する不在者投票証明書及び封筒は、それぞれ規則別記第12号様式及び規則別記第13号様式に準じて作成しなければならない。
- 6 第1項の場合において、第41条第3項又は第4項の規定により点字投票をする旨の 申立てをし、又は申立てをされた投票人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。
- 7 第1項第3号の規定により投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又 はその代理人は、直ちにこれを投票人に渡さなければならない。

(不在者投票管理者)

- 第44条 第38条第1項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人が現に所在する市町村の選挙管理委員会の委員長であって、不在者投票管理者となることについて承諾が得られた場合の当該選挙管理委員会の委員長とする。
- 2 病院に入院している者、老人ホームに入所している者、原子爆弾被爆者養護ホームに 入所している者、国立保養所に入所している者、身体障害者支援施設若しくは保護施設 に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第41条第 1項の規定による請求をしたもの(第47条第1項において「病院等に入院している者 で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。)の不在者投票については、前項 の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、 国立保養所の所長、身体障害者支援施設若しくは保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長の不在者投票管理者となることの承諾が得られた場合にあっては、当該 病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身 体障害者支援施設若しくは保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を第3 8条第1項に規定する不在者投票管理者とすることができる。
- 3 投票日において第33条第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で現 に投票資格を有しないものの不在者投票については、前2項の規定によるほか、選挙管 理委員会の委員長を第38条第1項に規定する不在者投票管理者とする。
- 4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前3項の規定にかかわらず、それぞれ

当該各号に定める者の不在者投票管理者となることの承諾が得られた場合には、それぞれ当該各号に定める者を第38条第1項に規定する不在者投票管理者とすることができる。

- (1)総トン数20トン以上の船舶(漁船にあっては、総トン数30トン以上のものとする。)に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長
- (2) 病院に入院している者、老人ホームに入所している者、原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、身体障害者支援施設若しくは保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者(これらの者のうち第41条第1項又は第2項の規定により請求したものを除く。) 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設若しくは保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長
- (3) 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15条第1項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者
- (4) 少年院に収容されている保護処分に付された者 当該少年院の長
- (5) 婦人補導院に収容されている補導処分に付された者 当該婦人補導院の長
- 5 前項第1号の船舶の船長又は第2項若しくは前項第2号の病院の院長、老人ホームの 長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設若しくは保護施設の長若しく は労災リハビリテーション作業所の長は、外国人である場合においては、第2項及び前 項の規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。
- 6 第2項又は第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第20条の規定により船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長又は婦人補導院の長の職務を代理すべき者が第2項又は第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

- 7 第2項又は第4項に規定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設については、令第55条第2項又は第4項第2号の規定による都道府県の選挙管理委員会の指定を受けたものとする。
- 8 第1項、第2項、第4項及び第6項に規定する不在者投票管理者を設置した場合において、その事務経費については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第13条の2の規定を準用し、小平市が負担するものとする。 (小平市以外の市町村における不在者投票の方法)
- 第45条 第43条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人(前条第4項第1号及び第3号から第5号までに掲げる者を除く。)は、小平市以外の市町村において投票をしようとする場合においては、告示日の翌日から投票日の前日までに、前条第1項の規定により不在者投票管理者となることについて承諾の得られた不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら選択する欄に○の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、不在者投票管理者は、当該投票人及び当該不在者投票管理者以外の者(衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する者に限る。)を立ち会わせなければならない。
- 3 第1項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が第32条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、そのうち1人に立ち会わせ、他の1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させなければならない。
- 4 第62条第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合に

おいて、不在者投票管理者は、投票用紙に〇の記号を記載した者にその者の氏名を投票 用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。

- 5 第25条の規定は、第1項の規定による投票について準用する。
 - (小平市における不在者投票の方法)
- 第46条 第43条第1項第2号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、直ちに、不在者投票管理者である選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら選択する欄に〇の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これを不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 2 第43条第4項の規定により不在者投票証明書の交付を受けた投票人で現に投票資格を有しないものは、投票日の前日までに、不在者投票管理者である選挙管理委員会の委員長に不在者投票証明書を提出して、その管理する投票の記載をする場所において、前項の規定に準じて投票をすることができる。
- 3 第25条及び前条第2項から第4項までの規定は、前2項の規定による投票について 準用する。

(船舶、病院、老人ホーム等における不在者投票の特例)

- 第47条 第43条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第44条第4項各号に掲げる者は、告示日の翌日から投票日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第2項又は第4項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第45条第1項の規定に準じて投票をしなければならない。
- 2 不在者投票管理者は、前項の場合において投票人が第41条第1項の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した者であるときは、その者が交付を受けた不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後、投票をさせなければならない。
- 3 第45条第2項の規定は、前2項の規定による投票について準用する。
- 4 第25条並びに第45条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による投票につい

て準用する。

(郵便等による不在者投票ができる者)

- 第48条 第38条第2項に規定する方法により投票を行うことができる者は、令第59条の2各号のいずれかに該当する者であって、選挙管理委員会の委員長から第38条第2項に規定する投票人に該当する旨の証明書(以下「郵便等投票証明書」という。)の交付を受けたものとする。
- 2 郵便等投票証明書は、規則別記第13号様式の5に準じて作成しなければならない。 (郵便等による不在者投票において代理記載人をして投票に関する記載をさせることが できる者等)
- 第49条 第38条第3項の規定によりあらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者をして投票に関する記載をさせることができる者は、令第59条の2各号のいずれかに該当し、かつ、令第59条の3の2第1項各号のいずれかに該当するものであって、選挙管理委員会の委員長が、郵便等投票証明書に第38条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載をしたもの(次項に規定する内容の記載を受けている者を除く。)とする。
- 2 前項の規定により郵便等投票証明書に第38条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けている投票人は、同項に規定する投票人に該当しなくなった場合には、直ちに、郵便等投票証明書を添えて、文書でその旨を当該記載をした選挙管理委員会の委員長に届け出て、当該郵便等投票証明書に当該該当しなくなった旨の記載を受けなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出等)

第50条 前条第1項の規定により郵便等投票証明書に第38条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けている投票人が、第38条第3項の規定により投票に関する記載をする者(以下「代理記載人」という。)となるべき者を選挙管理委員会の委員長に届け出る場合の手続は、令第59条の3の3の規定の例による。代理記載人となるべき者を変更したときも、同様とする。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第51条 第38条第2項に規定する投票人は、第41条第1項の規定による請求をし、 又は同条第4項の規定により同条第1項の規定による請求がされた場合を除くほか、投 票日の4日前までに選挙管理委員会の委員長に対して、当該投票人が署名をした請求書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 2 第49条第1項の規定により郵便等投票証明書に第38条第3項に規定する投票人に 該当する旨の記載を受けている投票人は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の 交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証 明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の請求書に、当該投票人の署 名に代えて、当該投票人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代 理記載人となるべき者は、当該請求書に署名しなければならない。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、第1項の規定による請求を受けた場合において、資格者 名簿の抄本と対照して、その請求をした投票人が第38条第2項又は第3項に規定する 投票人に該当すると認めたときは、直ちに(告示日以前に請求を受けた場合には、告示 日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければ ならない。
- 4 第1項の規定による請求の書面及び前項の規定により発送する投票用封筒は、それぞれ規則別記第13号様式の6及び規則別記第13号様式の7に準じて作成しなければならない。

(郵便等による不在者投票の方法)

第52条 前条第3項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人は、告示日の翌日以後、その現在する場所において、投票用紙に自ら選択する欄に〇の記号を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、並びに投票用封筒の表面に署名をし、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記して、選挙管理委員会の委員長に対し、当該投票人が属する投票区の投票所(当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る指定投票区の投票所)を閉じる時刻までに第54条第2項の規定による投票の送致ができるように、郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載の方法)

第53条 第51条第3項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人の

うち第49条第1項の規定により郵便等投票証明書に第38条第3項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けているもの(第49条第2項に規定する内容の記載を受けているものを除く。)は、前条の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人をして投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該投票人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

(不在者投票の送致)

- 第54条 不在者投票管理者は、第45条から第47条までの規定による投票を受け取った場合においては、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第45条第2項(第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定により投票に立ち会った者にあっては署名又は記名押印を、第47条第3項において準用する第45条第2項の規定により投票に立ち会った者にあっては署名をさせ、更にこれを不在者投票証明書とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならない。
 - (1) 第45条及び第47条の規定による投票を受け取った場合 選挙管理委員会の委員 長
 - (2) 第46条の規定による投票を受け取った場合(次号に掲げる場合を除く。) 指定 投票区の投票管理者
 - (3) 第46条の規定による投票を受け取った場合であって、当該投票をした投票人が属する投票区が指定関係投票区であるとき 投票人が属する投票区に係る指定投票区の投票管理者
- 2 選挙管理委員会の委員長は、第52条又は前項第1号の規定による投票の送付又は送 致を受けた場合においては、直ちに投票及び不在者投票証明書を投票人が属する投票区 の投票管理者(当該投票区が指定関係投票区である場合には、当該投票区に係る投票区 の投票管理者)に送致しなければならない。

(不在者投票に関する調書)

- 第55条 選挙管理委員会の委員長は、不在者投票事務処理簿を備え、第41条、第43 条、第46条、第51条及び前条に規定する措置の明細その他必要と認める事項を記載 しなければならない。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載 した不在者投票に関する調書を投票区ごとに作成して、これに記名押印し、関係のある 投票管理者に送致しなければならない。
- 3 指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合における指定投票区及び 指定関係投票区に係る前項の規定の適用については、同項中「投票区ごと」とあるのは 「指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区を通じて」と、「関係のある投 票管理者」とあるのは「指定投票区の投票管理者」とする。
- 4 指定投票区の投票管理者は、第2項(前項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定により送致された不在者投票に関する調書を第68条に規定する投票録に 添えなければならない。
- 5 第2項に規定する不在者投票に関する調書は、規則別記第25号様式に準じて作成しなければならない。

(投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置)

第56条 指定投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第54条の規定による 投票の送致を受けた場合においては、その送致に用いられた封筒を開いて、その中に入 っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

(不在者投票の受理不受理等の決定)

- 第57条 指定投票区の投票管理者は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、 前条の規定により保管する投票を受理するか否かを決定しなければならない。
- 2 指定投票区の投票管理者は、前項の規定により受理の決定を受けた投票で第45条第4項(第46条第3項又は第47条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けたものがある場合においては、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するか否かを決定しなければならない。
- 3 指定投票区の投票管理者は、第1項の規定により受理の決定を受け、かつ、前項の規

定により拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて直ちにこれを投票 箱に入れなければならない。

4 指定投票区の投票管理者は、第1項の規定により受理すべきでないと決定された投票 又は第2項の規定により拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致 用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第1項の規定による不受理の決定又は第2項の 規定による拒否の決定があった旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(不在者投票の手続の変更、投票用紙の返還等)

- 第58条 第43条第1項又は第51条第3項の規定により交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所においては、使用することができない。
- 2 投票人は、第43条第1項又は第51条第3項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、投票日の前日までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒(第43条第4項の規定により交付を受けた不在者投票証明書がある場合においては、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書とする。以下この項において同じ。)を投票管理者に返して、条例第7条又は第33条第1項の規定による投票をすることができるものとし、その投票をもしなかったときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

(投票所閉鎖後に送致を受けた不在者投票の措置)

第59条 指定投票区の投票管理者は、投票所を閉じるべき時刻を経過した後に第54条 の規定による投票の送致を受けた場合においては、その送致に用いられた封筒を開いて、 投票用封筒の裏面に受け取った年月日及び時刻を記載し、これを開票管理者に送致しなければならない。

(投票人の確認及び投票の拒否)

- 第60条 投票管理者は、投票をしようとする投票人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。
- 2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

- 3 前項の規定による決定を受けた投票人において不服があるときは、投票管理者は、仮 に投票をさせなければならない。
- 4 前項の投票は、投票人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載 して投票箱に入れさせなければならない。
- 5 投票立会人において異議のある投票人についても、前2項と同様とする。
- 6 第4項及び第62条第4項の封筒は、規則別記第9号様式に準じて作成しなければな らない。

(投票人の宣言)

- 第61条 投票管理者は、前条第1項の規定により投票人に本人である旨の宣言をさせる 必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務 に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させな ければならない。この場合において、投票人が身体の故障又は読み書きできないことに より自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作製さ せ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。
- 2 前項に規定する宣言書は、第68条の規定による投票録に添付しなければならない。 (代理投票の仮投票)
- 第62条 投票管理者は、第32条第1項の規定により身体の故障又は読み書きできない ことにより代理投票を申請した投票人がある場合において、その事由がないと認めると きは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。
- 2 前項の規定による決定を受けた投票人がその決定に不服である場合においては、投票 管理者は、仮に投票をさせなければならない。
- 3 投票管理者は、第1項に規定する投票人が代理投票をすることについて投票立会人に 異議がある場合においては、その投票人に仮に投票をさせなければならない。
- 4 前2項の場合において、投票管理者は、第32条第2項の規定により投票用紙の記載をした者に、その投票人及び投票立会人の面前においてその投票用紙を封筒に入れて封をさせ、かつ、封筒の表面に投票人及びその者の氏名を記載させて投票箱に入れさせなければならない。

(退出させられた者の投票)

第63条 第75条の規定により投票所外に退出させられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、投票管理者は、投票所の秩序を乱すおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票用紙の返付)

第64条 投票をする前に自ら投票所外に退出し、又は第75条の規定により退出を命ぜ られた投票人は、投票用紙を投票管理者に返さなければならない。

(投票の秘密保持)

第65条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

- 第66条 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉ざし、投票所にある投票人の投票が終了するのを待って、投票箱を閉鎖 しなければならない。
- 2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第67条 前条第1項の規定により投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、 投票箱の蓋を閉じ、鍵を掛けた上、一の鍵は投票箱を送致すべき投票立会人が保管し、 他の鍵は投票管理者が保管しなければならない。

(投票録の作成)

- 第68条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人ととも に、これに署名しなければならない。
- 2 前項に規定する投票録は、規則別記第24号様式に準じて作成しなければならない。 (投票箱等の送致)
- 第69条 投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日に、その投票箱、 投票録及び資格者名簿の抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(投票箱の持ち出しの禁止)

第70条 投票箱は、蓋を閉じた後は、開票管理者に送致する場合のほか、投票所の外に 持ち出してはならない。

(投票に関する書類の保存)

第71条 投票に関する書類は、資格者名簿及びその抄本と併せて、選挙管理委員会において、投票日の翌日から条例が失効する日までの間、保存しなければならない。

(繰延投票)

- 第72条 天災その他避けることのできない事故により、投票を行うことができないとき 又は更に投票を行う必要があるときは、選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行 わせなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により期日を定めた場合においては、直ちに市長に通 知しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、少なくとも第1項に規定する投票の期日の5日前までに告示しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定により更に期日を定めた場合は、関係のある投票管理者及び開票管理者に、直ちにその旨を通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、繰延投票について必要な事項は、選挙管理委員会が別に 定める。

(投票所に出入りし得る者)

第73条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第74条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、警察官の 処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第75条 投票所において演説討論をし、若しくはけん騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(開票区及び開票管理者)

第76条 開票区は、小平市の区域によるものとし、当該開票区に、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、投票資格を有する者の中から選挙管理委員会の選任した者をもって、 これに充てる。
- 3 開票管理者は、開票に関する事務を担任する。
- 4 開票管理者は、投票資格を有しなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

- 第77条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合に おいて、その職務を代理すべき者を、投票資格を有する者の中から、あらかじめ選任し ておかなければならない。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があ り、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員会の委員又は書 記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第78条 選挙管理委員会は、第76条第2項の規定により開票管理者を選任し、又は前条第1項の規定により開票管理者の職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(開票立会人)

- 第79条 選挙管理委員会は、投票日の3日前までに投票資格を有する者の中から、本人 の承諾を得て、3人の開票立会人を選任しなければならない。
- 2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格を有する者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。
- 3 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第80条 選挙管理委員会は、前条第1項又は第2項の規定により選挙管理委員会において開票立会人を選任した場合においては、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票 管理者に通知しなければならない。 (投票した者の総数の算出等)

- 第81条 開票管理者は、選挙管理委員会から期日前投票に関し、投票した者の総数その 他投票に関する次第を記載した書類その他必要な書類等の送致を受け、かつ、全ての投 票区の投票管理者から投票資格を有する者の数、投票した者の数その他投票に関する次 第を記載した書類その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、 直ちに当該書類等を点検し、投票資格を有する者の総数及び投票した者の総数を算出し なければならない。
- 2 前項の規定による算出をしたときは、開票管理者は、直ちにその数を選挙管理委員会 に報告しなければならない。

(開票所の設置)

第82条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

- 第83条 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。 (開票日)
- 第84条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票)

- 第85条 開票管理者は、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、まず第60条第3項及 び第5項の投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するか否かを決定 しなければならない。
- 2 開票管理者は、第57条第4項並びに第62条第2項及び第3項の規定の適用を受けた投票については、前項の例によりこれを受理するか否かを決定しなければならない。
- 3 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を混同して、 投票を点検しなければならない。
- 4 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第86条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

(投票の点検)

第87条 開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者2人に 各別に「住民参加により計画を見直す」欄における〇の記号(点字投票における「住民 参加により計画を見直す」の記載を含む。以下同じ。)又は「計画の見直しは必要な い」欄における〇の記号(点字投票における「計画の見直しは必要ない」の記載を含む。 以下同じ。)のそれぞれの投票数を計算させなければならない。

(投票数の朗読)

第88条 開票管理者は、前条の規定による計算が終了したときは、「住民参加により計画を見直す」欄における〇の記号又は「計画の見直しは必要ない」欄における〇の記号の投票数を朗読しなければならない。ただし、その開票所内にいる投票人に周知させるため、掲示その他の必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

(開票の参観)

第89条 投票人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

- 第90条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人ととも に、これに署名しなければならない。
- 2 前項に規定する開票録は、規則別記第26号様式に準じて作成しなければならない。 (開票録の送付)
- 第91条 開票管理者は、第85条第4項の規定による報告をする場合においては、併せて開票録を送付しなければならない。

(資格者名簿の返付)

第92条 開票管理者は、第85条第4項の規定による報告をした後、直ちに投票管理者 から送致された資格者名簿の抄本を選挙管理委員会に返付しなければならない。

(点検済みの投票等の送付)

- 第93条 開票管理者は、点検済みの投票の有効又は無効を区別して、それぞれ別の封筒に入れ、開票立会人とともに封印をし、これを投票録及び開票に関する書類とともに選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 2 開票管理者は、第59条の規定により送致を受けた投票を、その封筒を開かないで、

不受理の決定をした投票とともに前項の例により選挙管理委員会に送付しなければならない。

(投票、投票録、開票録等の保存)

第94条 投票は、投票録、開票録及び開票に関する書類と併せて、選挙管理委員会において、投票日の翌日から条例が失効する日までの間、保存しなければならない。

(繰延開票)

第95条 第72条第1項、第2項及び第5項の規定は、開票について準用する。

(繰延開票の通知)

第96条 前条において準用する第72条第1項の規定により期日を定めた場合においては、選挙管理委員会は、開票管理者に、直ちにその旨を通知しなければならない。

(開票所の取締り)

第97条 第73条から第75条までの規定は、開票所の取締りについて準用する。

(投票結果の告示)

- 第98条 条例第14条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。 ただし、条例第13条の2の規定により住民投票が成立しなかったときは、第1号から 第5号まで及び第12号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 投票日
 - (2) 投票資格を有する者の総数
 - (3) 投票した者の総数
 - (4) 棄権者の数
 - (5) 住民投票の成立又は不成立
 - (6) 不受理及び持ち帰りの数
 - (7) 投票総数
 - (8) 有効投票数
 - (9) 住民参加により計画を見直すの投票数
 - (10) 計画の見直しは必要ないの投票数
 - (11) 無効投票数
 - (12) その他必要な事項

(結果の公表)

第99条 市長は、条例第14条の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容を公 表するものとする。

(投票結果の通知)

第100条 条例第15条の規定による通知は、第98条各号に掲げる事項に市長の意見を付して、行うものとする。

(住民投票に関する請求等の時間)

第101条 この規則の規定により市長、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者等に対して行う請求、申出その他の行為(第40条に規定する行為を除く。)は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(住民投票に関する請求等の期限)

第102条 この規則の規定により市長及び選挙管理委員会に対して行う請求、申出その 他の行為の期限については、小平市の休日に関する条例(平成元年条例第10号)第2 条本文の規定は、適用しない。

(補則)

第103条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長及び選挙管理委員会が協議 して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。

((表)	
	う住民投票 お上げる おり おり おり おり おり おり はい かい で 住民の 意思を 問東 京都の 小平都市計画道路 3・2・8号 り まっぱい かい で おっぱい まっぱい かいしょう しゅうしょう しゅうしゅう かいり かられる しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かられる はんり しゅうしゅう かられる しゅう しゅうしゅう しゅう	年 月 日執行

		○をつける欄	二 ○の記号のほか 一 欄内のうち、ど
計画の見直しは必要ない けいかく みなお ひっょう	住民参加により計画を見直すじゅうみんさんか	選がたく 技し	○の記号のほかは、何も書かないでください。

(表)	
		年 月 日執行

e to bh 記載欄

注り

意い

の見直しは必要ない」と点字により欄内に記載してください。の見直しは必要ない」と点字により計画を見直す」を、計画の見直しは必要ないと思う者は、「計画を見直すべきと思う者は、「住民参加により計画を見直すべきと思う者は、「住民参加により計画では、今本は、「住民参加により計画が、平都市計画道路3・2・8号計画について住民参加東京都の小平都市計画道路3・2・8号計画について住民参加東京書きと「たいらよしけいかくどうろ